新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
第１章　総　則 **第１節　総　則** **１－１－37　交通安全管理** 【省略】 ３．交通誘導警備員の資格 現道に係わる工事現場においては、交通誘導警備業務は原則として、警備業者の交通誘導警備員が行わなければならない。 受注者は、市街地（人口集中地区及び準人口集中地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 （１）交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を１名以上配置しなければならない。 （２）検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格証明書の写しを施工計画書に含めて工事監督員に提出しなければならない。 やむを得ない理由により検定合格者を含む交通誘導警備員を配置できない場合は、その理由書と交通処理計画を工事監督員に提出し、対応を協議しなければならない。	**第１章　総　則** **第１節　総　則** **１－１－37　交通安全管理** 【省略】 ３．交通誘導警備員の資格 受注者は、市街地（人口集中地区及び準人口集中地区）及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、交通誘導警備員を配置する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。 （１）交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を１名以上配置しなければならない。 （２）検定合格警備員であることを確認できる資料として、交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格証明書の写しを施工計画書に含めて工事監督員に提出しなければならない。 （３）公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線に係る工事現場において、やむを得ない理由により検定合格警備員を配置できない場合は、その理由書を工事監督員に提出し、協議しなければならない。	字句の追加 令和４年 10 月７日付け事調第 618 号により改正